免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会

(第4回)

日時:平成31年3月27日(水)

15:00~17:00

場所:中央合同庁舎3号館

4 階 特 別 会 議 室

議事次第

- 1. 開 会
- 2. 議事
 - (1)報告書の取りまとめについて
 - (2) その他
- 3. 閉 会

第4回 配布資料一覧

共通

□資料0-1 ・免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会 規約

□資料0-2 ・第3回委員会議事要旨

議事1 報告書の取りまとめについて

(1) KYB等に対する確認結果の概要

□資料1 ・KYB(株)及びKSM(株)に対する確認結果の概要

(2) 品質管理体制が確保されていないとされた免震ダンパー等の製造事業者に対するサンプル調査等

□資料2 ・品質管理体制が確保されていないとされた免震ダンパー等の製造事業者に対するサンプル調査等 とりまとめ

(3)報告書の取りまとめについて

□資料3−1・「免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会」報告書(案)骨子

□資料3-2 ・「免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会」報告書(案)

免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会 規約

平成30年10月26日

(名称)

第1条 この委員会は、免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会(以下「委員会」という。)という。

(目的)

第2条 委員会は、建築物に係る免震材料及び制振部材に係る不正事案を受け、専門的 見地から、不正事案に係る原因究明結果の検証を行うとともに、再発防止策等について 検討し、国土交通省に対して提言を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別紙のとおりする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。
- 2 委員長及び副委員長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の議長となり、議事の進行に当たる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、国土交通省住宅局が行う。

(関係者からの意見聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第7条 会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨について、 事務局は委員長の確認を得たのち、会議後速やかにホームページで公開する。

(守秘義務)

第8条 委員会委員に対しては、国家公務員と同様に国家公務員法上の守秘義務が課される。

以上

「免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会」

名 簿

委員長 深尾 精一 首都大学東京名誉教授

副委員長 北村 養幸 東京理科大学副学長(理工学部建

築学科教授)

委員 大森 文彦 東洋大学教授・弁護士

委員 清蒙 副 東京大学大学院准教授

委員 奥田 泰雄 国立研究開発法人建築研究所

構造研究グループ長

(敬称略)

免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会(第3回) 議事要旨

日時:平成31年2月19日(火) 10:00~12:00

場所:中央合同庁舎3号館4階特別会議室

(1) KYB等による事案等の原因究明の検証

- ○事務局から、資料1-1、資料1-2、資料2-1及び資料2-2により、KYB(株)及び川金ホールディングスグループ(以下「川金HD」という。)による原因究明・再発防止策の内容について説明を行った。
- ○委員から、免震材料の検査において合格品の情報が組織内でどこまで共有され、組織 としてどのように対応するかということは重要であり、不合格品が出てこないという ような不自然な事象を排除できる仕組みにつながるとの意見があった。
- ○委員から、川金HDの現在の受注状況に関する質問があり、事務局から、新規受注については受けておらず、既に受注しているもの及び交換用のものを生産している旨回答した。
- ○委員会から、国土交通省においては、各社の報告書に関する事実確認等を引き続き行っていくよう、要請があった。

(2) 報告案の方向性について

- ○事務局から、資料3により、当面の対応の実施状況について説明を行った。
- ○委員から、平成 28 年以降の新基準に則った品質管理体制が講じられていない免震材料の製造事業者において、検査装置から得られる生データの保存、保存された生データの保全措置、検査成績書の作成過程におけるデータの改ざんを防止するシステム、検査成績書の作成過程におけるデータの改ざんを確認する仕組みの導入等に向け検討している事業者の例について発言があった。
- ○委員会から、国土交通省においては、製造事業者への調査等を引き続き進めていくよう、要請があった。
- ○事務局から、資料3により、再発防止に向けた検討の方向の内容について説明を行った。

- ○委員から、製品出荷時の品質確保について、製品を抽出して検査する場合は、製造事業者の都合のよい製品が選ばれないようにすることも考慮して検査の手順を示す必要があるとの意見があった。
- ○委員から、免震ダンパーの減衰力性能の基準値について、製造能力等に応じた適切な ばらつきを設定することも重要であり、設計者が認識しておく必要があるとの意見が あった。
- ○委員から、KYB(株)及び川金HDが再発防止の一環として実施する予定の検査担当者の人事ローテーションについて、企業のコンプライアンスの問題であり非常に重要であり、両事業者において、具体にどのようなルールで行おうとしているのか調査してほしいとの意見があった。
- ○委員から、検査をする者と検査成績書を作成する者を分けることで不正が働かないように対策するといったことを事業者が検討していると聞いており、他の事業者において検討されている取組も参考に、様々な方法で透明性を確保することを提案してはどうかとの意見があった。
- ○議論を踏まえて、次回委員会での報告とりまとめに向け、引き続き検討を進めていく こととなった。

以上